

【初校：令和4年 9月13日】

【二校：令和4年 9月16日】

【三校：令和4年10月14日】

【四校：令和4年11月 1日】

(案)

第3期澁川市教育振興大綱

学び合い、励まし合い、ともに生きる

令和5年2月



1 策定の趣旨

教育振興大綱（以下「大綱」という。）は、教育行政の総合的な施策について、その目標や施策の方向性を定めるものであり、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を考慮しながら、本市の目指すべき教育の将来像を示すものです。

本市は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、第1期渋川市教育振興大綱（対象期間：平成27年度～平成29年度）を平成27年12月に、第2期渋川市教育振興大綱（対象期間：平成30年度～令和4年度）を平成30年2月に策定しました。

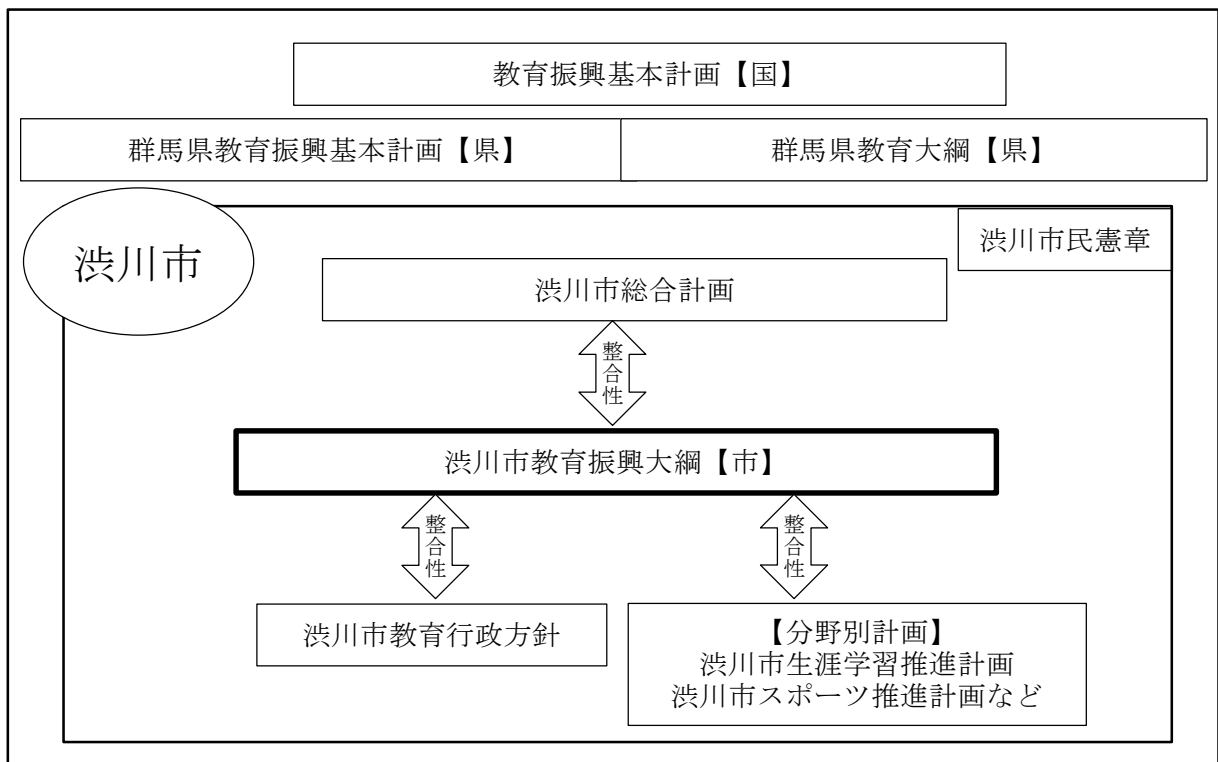
「第2期渋川市大綱」の計画期間が令和4年度末で終了することから、令和5年度から令和10年度までの6年間を計画期間とする「第3期渋川市大綱」を策定し、「教育都市渋川」を目指して、歩みを進めます。

2 大綱の期間

令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）の6年間

※本市の第3期大綱（令和5年度～令和10年度）の計画期間終了を国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の翌年とすることで、次期大綱に国の教育振興基本計画を参酌しやすくします。

3 大綱の位置付け



4 渋川の教育理念

学び合い、励まし合い、ともに生きる

学び合いとは、一方的な学びではなく、相互的な学び、仲間との学びを大切にすること。励まし合いとは、どんな困難でも仲間と励まし合えば、元気と勇気が出て前に進めること。ともに生きるは、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、社会の一員として生きること。

「学び合い、励まし合い、ともに生きる」は、本市が進めている「共生社会実現のまち」の第一歩です。

5 渋川が目指す教育

- ▶ 渋川で生まれ、育ち、社会へ羽ばたく子どもたちが、年齢を重ねてもふるさと渋川を心の片隅に置き、ふるさと渋川を愛する心を大切にする教育
- ▶ 学ぶ楽しさに気付き、人と関わりながら互いを高め、誰一人取り残さない教育

本市の教育理念「学び合い、励まし合い、ともに生きる」を念頭に、「教育都市渋川」への歩みを進めます。

6 基本方針

「渋川の教育理念」及び「渋川が目指す教育」の実現に向けての6つの方針

- (1) 家族を大切にし、ふるさと渋川を愛する心の育成
- (2) 互いを尊重し、思いやりの心を持った豊かな人間性の育成
- (3) 夢と志を持ち、時代の変化に対応する力の育成
- (4) 心と体を鍛え、明るく健康的な生活の推進
- (5) 生涯にわたる学びと地域文化の振興
- (6) 子どもたちが生き生きと健やかに育つまちづくりの推進

7 基本方針の取組

(1) 家族を大切にし、ふるさと渋川を愛する心の育成

■ 家族を愛する心を育む

家族のきずなを結ぶ家庭教育は、教育の基本とも言えます。「家族の和を大切に思いやりの心を広げます」と規定した「渋川市民憲章」の精神を尊重し、家族を愛する心を育みます。

■ ふるさと渋川を愛する人を育てる

地域行事への積極的な参加を促し、伝統文化に触れつつ、先人から託された地域文化の継承、育成を通じて、ふるさと渋川を愛する人を育てます。

また、渋川の良さを知り、渋川を誇りに思う心を育てるふるさと学習を推進します。

■ 渋川の魅力向上への支援

本市の魅力を実感できる体験、学習機会の充実により、ふるさと渋川の魅力づくりを推進する活動を支援します。

(2) 互いを尊重し、思いやりの心を持った豊かな人間性の育成

■ 互いに認め合い、自他を大切にすることを育む

互いを大切にし、認め合い、人と関わる楽しさが高まる取組を推進し、併せて、他者の痛みがわかる思いやりと優しい心を育みます。

また、あいさつを通じ、世代・性別を超え、誰とでも仲良くなることで、地域の輪を広げ、互いを認め合い尊重し合うまちづくりを推進します。

■ 協働性、社会性などの豊かな人間性の育成

多様な人の考え方を尊重し、その上で、自分の考えをしっかりと主張し、議論した上で、物事を進めることは、子どもたちが社会に出てからも必要なことの一つです。体験活動、ボランティア活動などを通して、協働性、社会性などの豊かな人間性の育成を図ります。

■ 平和学習の推進

平和学習の第一歩は、互いを尊重し、他者を思いやる心です。本市が進めて

きた平和学習を大切にし、平和への思いを強くする取組を継続します。

(3) 夢と志を持ち、時代の変化に対応する力の育成

■ 自ら目標を定め、自立していく力の育成

夢と志を持ち、それに向かって目標を定め、着実に歩みを進められるよう、自己実現を図る力を身に付け、困難に負けず、自らの将来を力強く切り拓くたくましい人を育てます。

■ 新たな価値を創造していく力の育成

新型コロナウイルス感染症をきっかけにして、社会や生活様式が大きく変わり、状況が絶えず変化する予測困難な時代に直面しています。時代の変化に適切に対応し、新たな価値を自ら創造していく力を育てます。

■ 新しい時代を切り拓く力の発揮を支援

積極的に自己研さんを重ねている人や、既に活動の場を広げている人が更に活躍し、社会に貢献するための「学び」の活動を支援するとともに、活動の成果を市へ還元できる仕組みづくりを進めます。

(4) 心と体を鍛え、明るく健康的な生活の推進

■ 心豊かな生活を送るための取組の支援

心身の健康を保持増進するため、健康教育、食育指導を推進し、専門家などとの連携により、きめ細かな対応を行います。併せて、関係機関が連携して対応できる体制の確立に努めます。

■ 健やかな体の育成

社会環境や生活様式の変化などにより、運動の機会の減少や生活習慣の乱れが生じてきており、子どもと高齢者の体力・運動能力は低下傾向にあります。市民が気軽にスポーツをできる環境を整え、全ての人が体を動かすことの楽しさを発見し、進んで体を動かす工夫、取組を進めます。

(5) 生涯にわたる学びと地域文化の振興

■ 生涯学習活動の推進

市民一人一人が生涯にわたり主体的に学習し、生きがいのある充実した生活を送れるよう生涯学習環境の充実を推進し、誰もが学び続けられる社会を目指します。

また、市民の学習ニーズに対応した生涯学習情報や学習機会を提供するとともに、学習成果を発表する機会を拡充します。

■ 伝統文化の継承

文化財の保護と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を推進します。

また、芸術・文化に触れる機会を増やし、文化の薫り高いまちづくりを推進します。

(6) 子どもたちが生き生きと健やかに育つまちづくりの推進

■ 学校と地域が一体となって進めるコミュニティ・スクールの充実

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。

コミュニティ・スクールを実効性のあるものとするために、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う「地域学校協働活動推進員」を委嘱し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動を行う「地域学校協働活動」を充実させます。

■ 地域全体で子どもを育てる環境の整備

学校と地域が連携、協働して、地域で行われる様々な活動を通して、ふるさと渋川を愛する人を育て、地域の将来を担う人材の育成及び子育て環境の整備に努めます。

8 大綱策定に当たり留意した点

(1) 第3期教育振興基本計画【国】の参酌

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国が定める「第3期教育振興基本計画」の基本的な方針等を参酌し、策定しました。

なお、現在、国では「第4期教育振興基本計画」を策定していますが、現段階で公表されている資料を参考にしました。

(2) 第2次渋川市総合計画との整合性の確保

「第2次渋川市総合計画 後期基本計画」との整合性を図り、教育の基本的な方向性を示すものとししました。

(3) 第2期渋川市教育振興大綱（現大綱）の連続性、継続性の確保

本市が進めてきた教育を大切にし、過去からの連続性、継続性の確保に努めました。

(4) 総合教育会議及び市民意見公募

総合教育会議における意見及び市民意見公募で出された意見を反映しました。

9 大綱の推進

大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、本市の教育が目指すものや施策の根本となる方針を定めるものであり、各個別施策、事業を記載したものではありません。このため、本市が目指す教育を実現するための取組が必要となります。

このことから、この大綱を踏まえ、教育委員会では毎年度、教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策、事業を推進していきます。

また、市長部局では、教育委員会との連携を密にし、大綱に記載されている「渋川の教育理念」及び「基本方針」に沿って、事業が進んでいるか確認していきます。

新旧対照表（令和４年１１月１７日現在）

新（第３期）	旧（第２期）
<p>1 策定の趣旨</p> <p>内容は変えていません。年度等を改めました。</p>	<p>第１ 大綱策定の趣旨</p>
<p>2 大綱の期間</p> <p>令和５年度から令和１０年度の６年間</p> <p>第３期大綱（令和５年度～令和１０年度）の計画期間終了を国の第４期教育振興基本計画（令和５年度～令和９年度）の翌年とすることで、次期大綱に国教育振興基本計画を参酌しやすくしました。</p>	<p>第２ 大綱の期間</p> <p>平成３０年度から平成３４年度（令和４年度）の５年間</p>
<p>3 大綱の位置付け</p> <p>第２期大綱は文章でしたが、第３期大綱は図にしました。</p>	<p>第３ 大綱の位置付け</p>
<p>4 渋川の教育理念</p> <div data-bbox="181 799 1048 932" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>学び合い、励まし合い、ともに生きる</p> </div> <p>学び合いとは、一方的な学びではなく、相互的な学び、仲間との学びを大切にすること。励まし合いとは、どんな困難でも仲間と励まし合えば、元気と勇気が出て前に進めること。ともに生きるは、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、社会の一員として生きること。</p> <p>「学び合い、励まし合い、ともに生きる」は、本市が進めている「共生社会実現のまち」の第一歩です。</p>	<p>第４ 大綱の目的</p> <p>大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために策定したもので、本市の目指すべき教育を実現することを目的とし、「ふるさとしぶかわ」に生きるだれもが教育を基本とした政策、施策、各取組を通じて、お互いを尊重し合い、学びつつ、充実した毎日を送ることができることを目指すものです。</p> <p>本市の目指すべき教育は次のとおりです。</p> <div data-bbox="1155 1139 2022 1272" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>学び合い、励まし合い、ともに生きる</p> <p>「教育都市渋川」を目指して</p> </div>

新（第3期）	旧（第2期）
<p>5 渋川が目指す教育</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 渋川で生まれ、育ち、社会へ羽ばたく子どもたちが、年齢を重ねてもふるさと渋川を心の片隅に置き、ふるさと渋川を愛する心を大切にする教育 ➤ 学ぶ楽しさに気付き、人と関わりながら互いを高め、誰一人取り残さない教育 </div> <p>本市の教育理念「学び合い、励まし合い、ともに生きる」を念頭に、「教育都市渋川」への歩みを進めます。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>6 基本方針</p> <p>「渋川の教育理念」及び「渋川が目指す教育」の実現に向けての6つの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 家族を大切にし、ふるさと渋川を愛する心の育成 (2) 互いを尊重し、思いやりの心を持った豊かな人間性の育成 (3) 夢と志を持ち、時代の変化に対応する力の育成 (4) 心と体を鍛え、明るく健康的な生活の推進 (5) 生涯にわたる学びと地域文化の振興 (6) 子どもたちが生き生きと健やかに育つまちづくりの推進 	<p>第5 大綱の方針</p> <p>大綱には目的を実現するための6つの方針があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 家族を大切にし、ふるさとしぶかわを愛するひと 2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと 3 時代の変化に対応するたくましいひと 4 他者の痛みをわかる思いやりと優しさに満ちたひと 5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち 6 あいさつでこころが通うまち
—	<p>第6 大綱の体系</p>
<p>体系は、総合計画などの各種計画では表記されますが、大綱では体系で表記しなくても、項目ごとに記載され分かりやすいと判断し、削除しました。</p>	

7 基本方針の取組

（1） 家族を大切にし、ふるさと渋川を愛する心の育成 【同】（字句整理）

第2期大綱から変えていません。第2期大綱「（2）ふるさとしぶかわを愛するひとを育てる」を段落で分けて、項目を増やしました。

（2） 互いを尊重し、思いやりの心を持った豊かな人間性の育成 【新】

本市が進めている「共生社会実現のまち渋川市」を表現した項目です。第2期大綱の「4 他者の痛みをわかる思いやりと優しさに満ちたひと」「6 あいさつでこころが通うまち」を取り入れています。

（3） 夢と志を持ち、時代の変化に対応する力の育成 【拡充】

第2期大綱の「3 時代の変化に対応するたくましいひと」の内容を取り入れています。

（4） 心と体を鍛え、明るく健康的な生活の推進 【同】（字句整理）

第2期大綱の「2 こころと体を鍛え、健康づくり行うひと」の内容を参考に字句を整理しました。

（5） 生涯にわたる学びと地域文化の振興 【新】

生涯学習と地域文化の振興について追加しました。

（6） 子どもたちが生き生きと健やかに育つまちづくりの推進 【同】（字句整理）

第2期大綱の「子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち」の内容を参考に、現在の状況に整理しました。また、第2期大綱「（2）だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進する」の内容を、「地域全体で子どもを育てる環境の整備」に改めました。

新（第3期）	旧（第2期）
8 大綱策定に当たり留意した点	-
<p>新たに追加しました。</p> <p>(1) 第3期教育振興基本計画【国】の参酌</p> <p>(2) 第2次渋川市総合計画との整合性の確保</p> <p>(3) 第2期渋川市教育振興大綱（現大綱）の連続性、継続性の確保</p> <p>(4) 総合教育会議及び市民意見公募</p>	
9 大綱の推進	第8 今後の取組
<p>大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、本市の教育が目指すものや施策の根本となる方針を定めるものであり、各個別施策、事業を記載したものではありません。このため、本市が目指す教育を実現するための取組が必要となります。</p> <p>このことから、この大綱を踏まえ、教育委員会では毎年度、教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策、事業を推進していきます。</p> <p>また、市長部局では、教育委員会との連携を密にし、大綱に記載されている「渋川の教育理念」及び「基本方針」に沿って、事業が進んでいるか確認していきます。</p>	<p>大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、各個別施策、事業を記載したものではありません。このため、大綱の目的である、本市の目指すべき教育を実現するための取組が必要となります。</p> <p>こうしたことから、この大綱の目的を踏まえ、教育委員会では毎年度、教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策、事業を推進していきます。</p> <p>また、市長部局では、教育委員会との連携を深め、大綱の進捗管理を行うとともに、各事業を推進していきます。</p>

第3期渋川市教育振興大綱策定方針

1 策定の趣旨

本市は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の実情に応じた教育、学術、文化並びにその振興に関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、第1期渋川市教育振興大綱（対象期間：平成27年度～平成29年度）を平成27年12月に、第2期渋川市教育振興大綱（対象期間：平成30年度～令和4年度）を平成30年2月に策定しました。

教育振興大綱（以下、「大綱」という。）は、教育行政の総合的な施策について、その目標や施策の方向性を定めるものであり、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を考慮しながら、本市の目指すべき教育の将来像を示すものです。

「第2期渋川市教育振興大綱」の計画期間が令和4年度末で終了することから、令和5年度から令和10年度までの6年間を計画期間とする「第3期渋川市教育振興大綱」を策定するものです。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条】

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

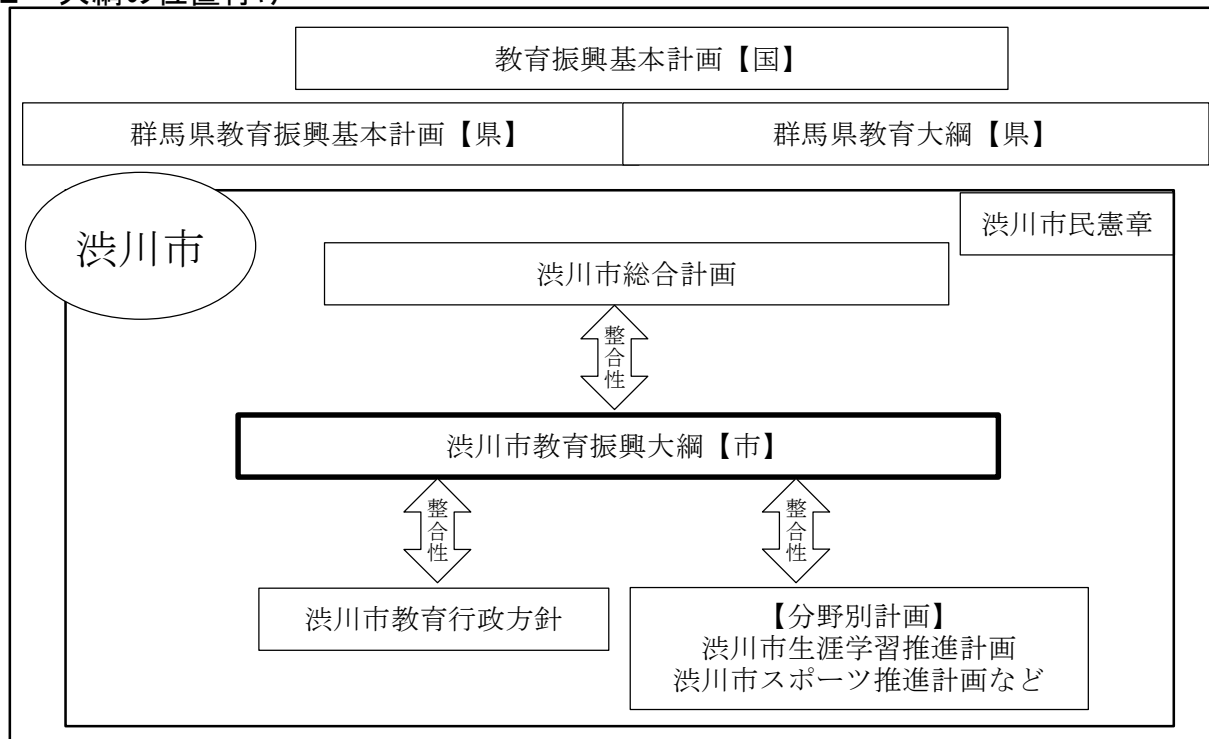
3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【教育基本法第17条第1項】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 大綱の位置付け



3 大綱の期間及び実効性の確保

現在、国では第4期教育振興基本計画（令和5年度から令和9年度）を策定中であり、本市と同時期に国でも教育振興基本計画を策定しています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に、国が策定する教育振興基本計画の基本的な方針を参酌する必要があると規定されていることから、本市の大綱第4期以降の策定に向けて、国との策定期間をずらし、第3期の大綱の期間を次のとおりとします。

【第3期渋川市教育振興大綱の期間】

令和5年度～令和10年度（6年間）

<参考（国）>

第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度（予定）（5年間））

なお、大綱に記された本市の教育の実現を目指すため、取組の指針となる教育行政方針を毎年度策定します。

4 大綱策定における視点

（1） 社会情勢の変化

ア 人口減少及び少子化の進行

令和4年4月の本市の人口は74,448人、児童数は3,125人、生徒

数は1,672人となっています。人口減少及び少子化は、全国的な課題となっており、少子化に伴う小学校の複式学級の発生等の現状を踏まえ、地域の合意形成を得た上での小中学校の再編統合を進める必要があります。

イ 地球温暖化などの環境問題への関心の高まり

令和元年10月に発生した台風19号により、本市で初めて市内の一部地域において避難勧告が発令されるなど、気候変動に起因している大型台風の発生、集中豪雨等による災害のリスクが高まっています。

本市としても脱炭素社会実現に向けた、みどりの豊かさを守る気候変動対策施策を推進します。

ウ 感染症の影響による新しい生活様式及びデジタル化の進行

新型コロナウイルス感染症は、ウイルスが変異を繰り返し、いまだ予断を許さない状況が続いており、マスクの着用、身体的距離の確保、手洗いの徹底などの感染予防対策による新しい生活様式の実践が行われています。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大は、臨時休校に備えたタブレット端末の持ち帰りや家庭でのインターネット環境の調査など、本市が進めている学校現場でのデジタル化にも影響を与えました。令和2年度から令和3年度にかけて1人1台端末の導入、校内ネットワーク環境整備、GIGAスクールサポーターの配置など、誰一人取り残さないきめ細やかな支援を着実に行いました。

引き続き、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことがない教育ICT環境の実現を進めていきます。

(2) 教育を取り巻く現状

ア グローバル化の進展に伴う英語教育の義務化

急速なグローバル化の進展に伴い、英語によるコミュニケーション能力が様々な場面で必要となっているため、令和2年度から小学校で英語が必修となりました。英語教育を必修化することにより、小学生のうちから英語に慣れ親しむ、英語によるコミュニケーション能力の向上、中学校で英語授業へのスムーズな移行などのメリットが挙げられます。

本市においても、園児向けの英語教室の開催や教育現場での更なる英語教育の充実を図るなど、園児、児童が様々な場面で英語にふれあう環境を整えていきます。

イ 地域と一体となって進めるコミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

本市は、既に三者連携推進協議会や学校評議員会が組織され、学校・家庭・地域が協働し、一体となって特色ある学校づくりを推進しています。

コミュニティ・スクールの導入について、実効性のあるものとするために、各学校ごとにコミュニティ・スクールに対する認識と価値意識を高めるよう事前説明や協議等を行い、体制が整った学校から順次移行していきます。

令和4年度は8校で「学校運営協議会」を設置し、コミュニティ・スクールが始まりました。引き続き、学校と地域がパートナーになり学校と地域が同じ目標に向かっていける体制づくりを進めます。

ウ 多様性を認める教育

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児への支援が地方公共団体の責務として規定されました。本市においても医療的ケア児の受入体制を整えるべく進めているところです。

また、学校には様々な教育上の支援や配慮を受けている児童生徒がいます。障がいによる困難さをもっている児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が多様性をお互いに認め合い、尊重し合い、自己有用感を高める温かい学級づくりが求められています。

※医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人工呼吸による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠な児童のこと

エ 義務教育9年間を見通した教科担任制

令和3年1月の中央教育審議会答申で、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制の推進、また、優先的に専科指導の対象とすべき教科が示されました。

教科担任制は、小学校高学年における授業の質の向上や教員の負担軽減など様々なメリットがあります。本市としても県との連携や他市の事例を収集するなど、教科担任制導入に向けて調査を行う必要があります。

オ 子どもの貧困などの経済的格差

生まれ育った環境により栄養バランスのとれた食事が取れなかったり、貧困を理由に進路を変更したりする子どもがいます。それぞれの家庭にどんな事情があろうとも生まれ育った環境により、子どもの将来が閉ざされることはあってはなりません。

本市では、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の中学生を対象に、訪問形式による学習指導などを行う「子どもの学習支援事業」や子育て世帯の負担軽減のため「学校給食費の完全無料化」を実施しています。また、今年度

ヤングケアラー実態調査を行い、ヤングケアラーの実態把握及び支援の検討を行います。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもを指します。

(3) 本市の状況

ア 「共生社会実現のまち 渋川市」の推進

本市は、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが自分らしく生き生きとした人生を送り、様々な人々の能力が発揮されている活力ある社会の実現を目指した取組を進めています。

令和4年6月現在80団体と「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言を行いました。

共生社会の実現に向けて、「バリアフリーマップの作成」や「渋川市認知症とともに生きる地域ふれあい条例の制定」など、様々な事業を行っています。

また、毎年10月を共生社会推進月間として、共生社会の理念を取り入れた様々な事業を行い、共生社会の機運の醸成を図っています。

イ 世界に誇れる歴史文化遺産の活用と伝統文化の継承

本市には、金井東裏遺跡の甲を着た古墳人や創建200年を迎えた上三原田の歌舞伎舞台など、日本でも類を見ない貴重な文化遺産、文化財があります。

また、地域においては、獅子舞や太々神楽、祭りなど、多くの地域で様々な伝統文化が継承されています。

世界に誇る文化遺産、文化財の保護と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を推進していく必要があります。

5 大綱策定に当たり留意する点

(1) 第3期教育振興基本計画【国】の参酌

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国が定める「第3期教育振興基本計画」の5つの基本的な方針を参酌し、策定します。なお、現在、国では「第4期教育振興基本計画」を策定していますが、現段階で公表されている資料を参考にします。

【第3期教育振興基本計画における基本的な方針】

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ② 社会の持続的な発展を牽引するために多様な力を育成する
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える

- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 第2次渋川市総合計画との整合性の確保

現在、策定中の「第2次渋川市総合計画 後期基本計画」との整合性を保ちながら、本市の目指すべき教育の実現を図ります。

(3) 第2期渋川市教育振興大綱（現大綱）の連続性、継続性の確保

教育においては、どんなに社会が変化しても、時代を超えて変わらないものがあります。これから策定する「第3期渋川市教育振興大綱」でも、本市が進めてきた教育を大切にし、過去からの連続性、継続性の確保に努めます。

6 大綱の策定体制

(1) 教育部局との調整

随時、教育委員会事務局と調整を行い、市長部局と教育部局が方向性を共有し、密接に連携して進めます。

(2) 総合教育会議

市長及び教育委員会をもって組織される総合教育会議で教育振興大綱策定に向けて協議を行います。

(3) 庁議

総合教育会議で協議を行った後、庁議で協議を行います。

7 スケジュール

随時、教育委員会事務局と調整

令和4年 6月30日 第1回総合教育会議

・第3期渋川市教育振興大綱策定方針（案）について

8月中旬 庁議

・第3期渋川市教育振興大綱策定方針（案）について

9月中旬 市議会9月定例会教育福祉常任委員会協議会へ報告

・第3期渋川市教育振興大綱策定方針について

11月上旬 第2回総合教育会議

・第3期渋川市教育振興大綱（案）について

11月下旬 庁議

・第3期渋川市教育振興大綱（案）について

1	2月中旬	市民意見公募
令和5年	1月下旬	第3回総合教育会議 ・市民意見公募の結果について ・第3期渋川市教育振興大綱（案）について（承認後、策定）
	2月上旬	庁議 ・第3期渋川市教育振興大綱の報告
	3月中旬	市議会3月定例会教育福祉常任委員会協議会へ報告 ・第3期渋川市教育振興大綱について
	4月	公表及び周知

第2期澁川市教育振興大綱

平成30年2月
澁川市

目 次

第 1	大綱策定の趣旨	1
第 2	大綱の期間	1
第 3	大綱の位置付け	1
第 4	大綱の目的	1
第 5	大綱の方針	2
第 6	大綱の体系	2
第 7	方針ごとの取組	3
第 8	今後の取組	5

第1 大綱策定の趣旨

平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

渋川市においては、平成27年12月に「渋川市教育振興大綱」を策定し、本市の目指すべき教育の実現に取り組んできたところですが、現行の「渋川市教育振興大綱」の対象期間が平成29年度末をもって終了することから、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「第2期渋川市教育振興大綱」（以下「大綱」という。）を策定するものです。

第2 大綱の期間

大綱が参酌すべき国が定める教育振興基本計画は対象期間が5年であり、第2次渋川市総合計画（前期基本計画）も平成30年度から34年度までを計画期間としています。このため、国の次期教育振興基本計画や第2次渋川市総合計画（前期基本計画）との整合性を踏まえ、今回策定した大綱は平成30年度から34年度までの5年間を期間とします。

第3 大綱の位置付け

大綱は、教育基本法に基づき策定される国の第2期教育振興基本計画及び第3期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、第2次渋川市総合計画との整合性を保ちながら、本市の目指すべき教育の実現を図ります。

第4 大綱の目的

大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために策定したもので、本市の目指すべき教育を実現することを目的とし、「ふるさとしぶかわ」に生きるだれもが教育を基本とした政策、施策、各取組を通じて、お互いを尊重し合い、学びつつ、充実した毎日を送ることができることを目指すものです。

本市の目指すべき教育は次のとおりです。

学び合い、励まし合い、ともに生きる
「教育都市渋川」を目指して

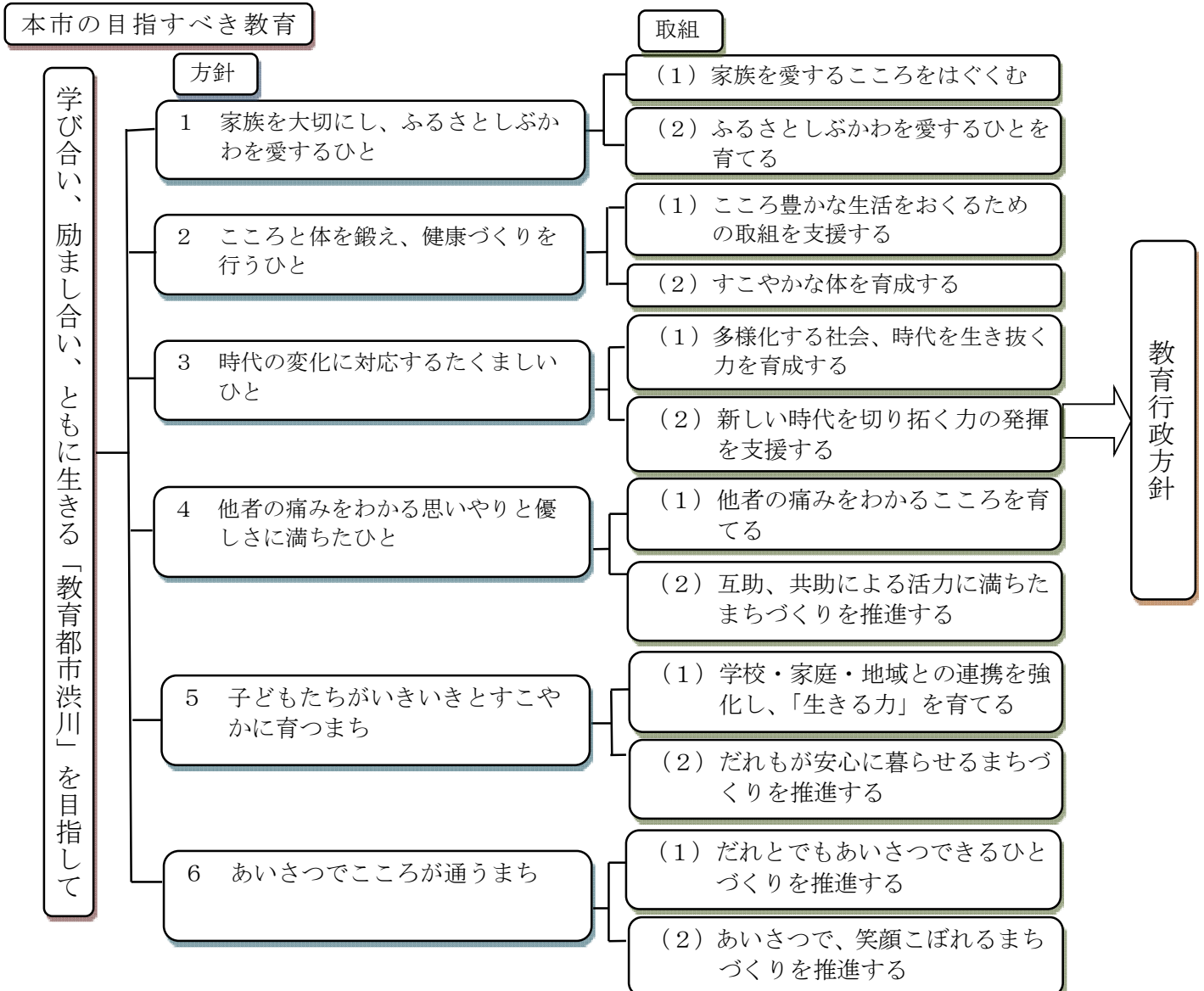
第5 大綱の方針

大綱には目的を実現するための6つの方針があります。

- 1 家族を大切にし、ふるさとしぶかわを愛するひと
- 2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと
- 3 時代の変化に対応するたくましいひと
- 4 他者の痛みをわかる思いやりと優しさに満ちたひと
- 5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち
- 6 あいさつでこころが通うまち

第6 大綱の体系

教育行政の効果的な推進を図るため次のような体系とします。



第7 方針ごとの取組

大綱に掲げた6つの方針を実現させるため、方針ごとの取組を実施します。

1 家族を大切にし、ふるさとしぶかわを愛するひと

(1) 家族を愛するところをはぐくむ

家族の絆を結ぶ家庭教育は教育の基本ともいえます。「家族の和を大切に思いやりの心を広げます」と規定した「渋川市民憲章」の精神を尊重し、家族を愛するところをはぐくみます。

また、家族を持つことの意義、意味を大切にす取組を支援します。

(2) ふるさとしぶかわを愛するひとを育てる

地域への積極的な参加を促し、伝統文化にふれつつ、先人から託された、伝統文化の継承、育成を通じて、ふるさとしぶかわを誇りに思い、愛するひとを育てます。

また、本市の魅力を実感できる体験、学習機会の充実により、新たなふるさとの魅力づくりを推進するとともに、こうした活動を支援します。

2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと

(1) こころ豊かな生活をおくるための取組を支援する

近年増加傾向にある「こころの病」については、自分自身に向き合うとともに、他者の心身をいたわることが必要なことから、こうした活動を支援します。

また、専門家などとの連携によりきめ細かな対応に努めます。

(2) すこやかな体を育成する

健康づくりをひとつづくりの基本としてとらえ、食育をはじめとした健康教育の充実を図るとともに、運動やスポーツへの活動意欲の喚起を促します。

3 時代の変化に対応するたくましいひと

(1) 多様化する社会、時代を生き抜く力を育成する

変化のはげしい社会を生き抜く人材の育成を図ります。この中で、厳しい社会を生き抜く、国家社会の形成者としての資質が備えられるようなカリキュラム、活動の場を積極的に導入し、生きる力や課題探求能力の育成に努めます。

また、国際化した社会、多文化共生社会を生き抜くためのICTの活用を支援します。

(2) 新しい時代を切り拓く力の発揮を支援する

積極的に自己研鑽を重ねているひとや、既に活動の場を広げているひとが更に活躍し、社会に貢献するための支援に努めます。

また、グローバル化、多種多様化した社会を生き抜くひとの活動を支援するとともに、活動の成果を市民へ還元できる仕組みづくりを進めます。

4 他者の痛みをわかる思いやりと優しさに満ちたひと

(1) 他者の痛みをわかるころを育てる

ひとの痛みをわかる思いやりと、ひとの喜びを分かち合える優しさに満ちた人材の育成に努めます。

また、常にだれもが同じ社会の構成者であるとの認識を持ち、常日頃から、他者を思いやる気持ちをはぐくむころの育成、だれもが同じ教育を受けられるための支援、合わせて特別支援教育の充実に努めます。

(2) 互助、共助による活力に満ちたまちづくりを推進する

だれもが安らぎに満ちた生活が送れるとともに、特に障害等により、日常生活に介助、支援が必要なひととも、日頃のふれあいを通じた、互助、共助による活力に満ちたまちづくりを推進します。

また、いつまでも学び続けたいひと、学びたいと思うひとの就学、学習を支援します。

5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち

(1) 学校・家庭・地域との連携を強化し、「生きる力」を育てる

学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもたち一人一人の「生きる力」を育てるとともに、主体性に着目した活動や地域の特色・文化を活かした活動を推進します。

(2) だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進する

だれもが安全に、そして安心して教育を受け、また、生涯にわたって学習できる環境とこどもの安全を確保するために、「こども安全協力の家」の設置など市民の自主的な活動を支援します。

また、だれにでも充実した学びを提供できるまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

6 あいさつでところが通うまち

- (1) だれとでもあいさつできるひとづくりを推進する
人間関係を円滑にし、だれとでも仲良くなれるためにはあいさつが必要です。日常の基本であるあいさつをだれとでもできるひとづくり、人間関係づくりを推進します。
- (2) あいさつで、笑顔こぼれるまちづくりを推進する
あいさつを通じ、世代性別を超えだれとでも仲良くなることで、地域の輪を広げ、お互いに認め合うまち、お互いを尊重し合うまちづくりを推進します。

第8 今後の取組

大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、各個別施策、事業を登載したものではありません。このため、大綱の目的である、本市の目指すべき教育を実現するための取組が必要となります。

こうしたことから、この大綱の目的を踏まえ、教育委員会では毎年度、教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策、事業を推進していきます。

また、市長部局では、教育委員会との連携を深め、大綱の進行管理を行うとともに、各事業を推進していきます。